

表7-4 チリ環境関係の行政、法律の歴史

年	環境関係事項
1980	SERNAGEOMIN(地質鉱山局)ができる
1981	水法典制定
1990	CONAMA(国家環境委員会)ができる
1992	チリ全土に二酸化硫黄,砒素,粉塵の大気排出が規制される
1992	環境管理庁はSERNAGEOMINに残留物管理の権限を与える
1992	環境管理庁はCONAMAに環境影響評価の審議の仕事を与える
1992	産業排水の中和・浄化規則の施行
1994	環境基本法公布(制定)
1997	環境影響評価制度(SEIA)に関する規則告示
1997	尾鉱堆積場の建設・操業規則の施行
1999	砒素の大気排出基準告示
2001	液体廃棄物排出基準の公布(告示)
2002	チリ鉱業審議会と政府当局との間でクリーン生産のための合意
2003	危険廃棄物取扱規則公布
2006	改正水法典施行

{Castro,Sanchez(2003)と狩野他(2002)と上木(2003)より作成}